

## 陳 情 文 書 表

受理番号	陳情5第5号	受理年月日	令和5年2月7日
件 名	目黒区立第七・第八・第九・第十一中学校の統合についての説明に対する意識調査の陳情		
<p><b>【陳情の趣旨】</b></p> <p>現在、目黒区教育委員会学校統合推進課が、目黒区立第七中学校と第九中学校並びに第八中学校と第十一中学校の統合計画を推進中ということで、1月中にも保護者向け・地域住民向け両方の説明会を行われたことかと存じます。2025年度より統合が実行に移されるとの現在の計画に則れば、とりわけ統合対象中学校の学区域内に住む2022年度現時点で6年生以下の小学生は、中学校在学中に統合新校への通学を経験する可能性のある当事者であり、したがって統合に対する理解を得られるよう、これまで小学校の方でも保護者と生徒の双方に向けて十分な時間を費やしての懇切丁寧な説明を行ってきたものと推察しております。</p> <p>しかし、私が多数の保護者や生徒から話を聞きましたところでは、統合計画についてよく知らない、何が起きているか知りたい、という声が多く、もしかしたら私の近辺だけかもしれませんが、説明が不十分だと感じている保護者が多いのではないかと疑問に思いました。もしも本当に説明が不十分だという意見が多数なのであれば、説明会の日程や開催数、告知方法を工夫する、小学校などにおける説明の機会をさらに充実させるといった対策をとることが、当事者を意識した妥当な対応であると言えるでしょう。</p> <p>そこで、まずは当事者が区の説明に対してどのように感じているかの意識調査をお願いしたく存じます。具体的には、「目黒区立第七中学校と第九中学校並びに第八中学校と第十一中学校の統合計画について」以下、「どれほど知っているか」、「区の説明に満足しているか」といった項目を設けての調査をお願いします。この意識調査は現在目黒区内の小学校在学中の小学生の保護者のほか、目黒区子ども条例第12条の「子どもは、自分にかかわりのあることについて意見を述べたり、仲間をつくったり、様々な活動に参加したりする権利が尊重されなければなりません。」との文言に従い、小学生の児童たち自身も対象とすることが適切かと思われまます。</p> <p>次に、意識調査の結果は、目黒区がこれまで実施してきた意識調査と同様、調査報告書を作成し、インターネットないし住区センターなどの区有施設にて公開するのが妥当でしょう。</p> <p>最後に、もし仮に意識調査の結果、「区の説明に満足していない」との意見が多数得られた場合、区の行政は結果を真摯に受け止めて、上に挙げたように説明の中身を質と量ともに充実させ、当事者の児童並びに保護者が説明に満足できるよう努</p>			

めることを、お願い申し上げます。

**【陳情事項】**

- 1 統合の対象となる目黒区立第七・第八・第九・第十一中学校の学区域に住む小学生の児童並びにその保護者を対象として、目黒区立第七中学校と第九中学校並びに第八中学校と第十一中学校の統合計画について「どれほど知っているか」「区の説明に満足しているか」といった項目からなる意識調査を実施してください。児童を対象としたものについては、小学生が読めるような易しい文言を心がけてください。
- 2 意識調査の結果は、目黒区がこれまで実施してきた意識調査と同様、調査報告書を作成し、インターネットないし住区センターなどの区有施設にて公開してください。
- 3 もしも意識調査の結果、区の説明が不十分であると判明した場合、説明会の回数を増やす、各小学校における説明をより充足させるなどの対応を行い、統合計画内容についての当事者への周知をより一層徹底するよう努めてください。